

関係業者等の皆様

田辺市環境課長

令和 7 年度浄化槽設置整備事業補助金について（お知らせ）

標記について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

【制度の内容について】

1 補助金の申請期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）

※工事の着工前に交付申請書を提出する必要があります。

2 補助対象及び補助金額

(1) 設置補助

補助金の交付決定以降に工事を着手し、令和 8 年 3 月 27 日までに工事が完了する「住宅」「飲食店」「民宿等」「町内会館その他これに類すると市長が認める建物」が対象となります。なお、対象となる補助区分及び補助金額は次のとおりです。

人槽区分	補助区分・補助金額の限度額			
	新築	設置替え	転換又は水洗化	
	住宅		住宅・飲食店・ 民宿等	町内会館その他これに類す ると市長が認める建物
5 人槽	332,000 円	166,000 円	498,000 円	498,000 円
7 人槽	414,000 円	207,000 円	621,000 円	621,000 円
10 人槽	548,000 円	274,000 円	822,000 円	822,000 円
11～20 人槽				939,000 円
21～30 人槽				1,472,000 円
31～50 人槽				2,037,000 円

- ① 「設置替え」は、住宅において、適切に管理している合併処理浄化槽で、やむを得ない事情により入れ替えるものです。※別途要件があります。
- ② 「転換」は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ、「水洗化」は、くみ取便槽から合併処理浄化槽へ入れ替えるものです。

(2) 既存単独処理浄化槽の撤去補助

合併処理浄化槽に入れ替える際に、既存単独処理浄化槽を掘り起こして適正に処分する場合は、工事費用に応じて 12 万円を上限とした額を加算します。

(3) くみ取便槽の撤去補助

合併処理浄化槽に入れ替える際に、くみ取便槽を掘り起こして適正に処分する場合は、工事費用に応じて 9 万円を上限とした額を加算します。

(4) 配管工事補助

既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に入れ替える際の配管工事費用に応じて 30 万円を上限とした額を加算します。

3 補助の交付を受けられない場合

(1) 設置補助

要綱第 5 条第 2 項の規定をご参照ください。

(2) 配管工事補助

要綱第 6 条第 5 項の規定をご参照ください。

4 補助金の申請に必要な書類

(1) 交付申請時

要綱第 7 条の規定をご参照ください。なお、下記の点にご留意ください。

- ① 転換において、浄化槽法第 11 条の規定による水質検査を受けなければならない場合は、補助金交付申請を行う日の直近 1 年以内に受検した結果書の写し
- ② 飲食店は、食品衛生法の規定による飲食店の営業の許可証の写し
(申請者本人に対する許可に限ります。)
- ③ 民宿等は、旅館業法の規定による営業の許可証の写し
(申請者本人に対する許可に限ります。)
- ④ 配管工事補助を申請する場合は、ホームページに掲載している見積書記載例を参考に、工事の明細が確認できるもの

(2) 実績報告時

要綱第 11 条をご参照ください。なお、下記の点にご留意ください。

- ① 補助金交付申請時の住所と実績報告時の住所が変更になる方は、変更承認申請書を添付してください。
- ② 新築の場合は、申請者が設置場所に住所を移したことを確認した上で、実績報告書を提出してください。
- ③ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去補助を申請されている場合は、下記にご留意ください。
 - ・ 撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が確認できるもの）及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）E 票の写しを添付してください。
 - ・ 既存単独処理浄化槽の場合は、浄化槽使用廃止届出書の写しを添付してください。

④ 配管工事補助を申請されている場合は、下記にご留意ください。

- ・ 工事写真は、工事前、工事中及び工事後の状況が確認できるものとしてください。
- ・ 出来高が確認できる配管図は、ホームページに掲載している記載例を参考に提出してください。
- ・ 工期の都合等により領収書の写しを添付できない場合には、補助金交付決定者宛での請求書の写し及び浄化槽設置工事費支払確約書を提出してください。

5 市職員の現場立会いについて

浄化槽の確認については、工事業者立会いのもと、中間検査を実施します。

また、配管工事補助を申請されている場合は、配管工事の完了検査を実施します。

(配管工事完成後に工事業者立会いのもと、排水状況等を確認します。)

なお、浄化槽からの処理水の放流先については、設置者の責任において確保されますようお願いいたします。

6 工事業者の方へ

(1) 浄化槽設置完了届は、配管工事の完了検査後に提出してください。

(2) 設置計画書及び設置届出書の「その他特記事項」欄には、工事の内容（新築・転換・水洗化）のいずれかをご記入ください。

7 申請受付窓口

(1) 〒646-8545 田辺市東山一丁目 5 番 1 号 田辺市役所 3 階 環境課生活排水係（6 番窓口）

(2) 電話番号・FAX 番号は、TEL 0739-26-9927、FAX 0739-26-7255 です。